

## 工業用及び事業用井戸掘削届出書

年 月 日

五泉市長

様

届出者 (住所)  
(氏名)

五泉市飲料水確保に関する条例第3条の規定により、工業用又は事業用井戸の掘削について次のとおり届け出ます。

設置者氏名		整理番号	※	
設置者住所				
施工者住所氏名				
井戸を掘削する場所				
井戸の深度及び口径	深度	m、口径	mm	
取水深度				
取水予定量		揚水ポンプ形式及び能力		
季節変動のある場合 の予定量	春	m <sup>3</sup> /日	秋	m <sup>3</sup> /日
	夏	m <sup>3</sup> /日	冬	m <sup>3</sup> /日
使用目的				
工事予定期間				
審査結果	※			

### 備考

1. 届出者は設置者とする。
2. 届出は、井戸掘削開始1か月前までとする。
3. 取水深度等については当該井戸の電気検層図完成後、市と協議し決定すること。
4. 当該井戸の設置場所の配置図並びに工場等の付近の見取図を添付すること。
5. 届出書は、2部（正・副各1部）とする。
6. ※印欄には記入しないこと。